

# 住宅省エネラベリング制度

## ●住宅省エネラベリング制度告示●

⇒「住宅事業建築主が住宅の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び住宅に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のために特定住宅に必要なとされる性能の表示に関し講ずべき措置に関する指針」（平成21年国土交通省告示第634号）

## ●住宅省エネラベリング制度の目的●

- ① 一戸建ての住宅に必要なとされるエネルギーの効率的利用に関する性能について、情報提供が可能であることから「住宅省エネラベル」を表示することによって、一般消費者への情報提供に努める。
- ② 「住宅事業建築主の判断の基準\*」（平成21年経済産業省・国土交通省告示第2号）に適合している住宅については、国交省告示第634号に基づき「住宅省エネラベル」を広告、パンフレット等に表示することができる。

## ●ラベリング対象建築物●

- 新築住宅（工事完了後1年以内での人の居住の用に供したことの無いもの）の「一戸建ての住宅」  
※申請時期：新築住宅であればいつでも可能。※現場検査はなし

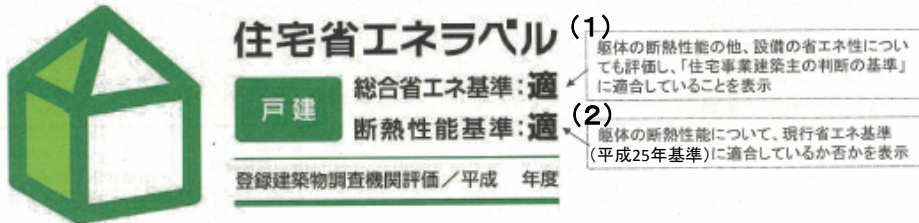
## ●ラベルに表示する事項● ⇒ガイドブック「関係告示」参照

### (1) 総合省エネ基準（適合が必須表示）

「住宅事業建築主の判断の基準\*」（平成21年経済産業省・国土交通省告示第2号）に適合していることを評価  
\*「住宅事業建築主の判断の基準」・・・地域区分・暖冷房方式区分・換気方式によって掲げられている「基準一次エネルギー消費量」を評価対象住宅の「一次エネルギー消費量」で除した数値が1を下回らないこと。





### (2) 断熱性能基準（平成25年基準\*に適合しているか否かを表示）

- \*平成25年基準とは、下記のいずれかに適合しているもの
- 「建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準」＝省エネ判断基準：性能規定（平成25年経済産業省・国土交通省告示第1号）
- 「設計・施工及び維持保全の指針」＝省エネ判断基準：仕様規定（平成25年国土交通省告示第907号）



## ●省エネラベルの種類●

登録建築物調査機関による第三者評価（緑）と建築主等が自ら評価する自己評価（青）、性能別の計4種類がある。

	登録建築物調査機関の評価を受けた上で表示する場合(第三者評価)	建築主等が自ら性能を評価して表示する場合(自己評価)
住宅事業建築主の判断の基準に適合し、かつ、省エネ判断基準※3にも適合する場合	 <p><b>住宅省エネラベル</b> 戸建 総合省エネ基準:適 断熱性能基準:適 登録建築物調査機関評価/平成 年度</p>	 <p><b>住宅省エネラベル</b> 戸建 総合省エネ基準:適 断熱性能基準:適 自己評価 / 平成 年度</p>
住宅事業建築主の判断の基準には適合するが、省エネ判断基準には適合しない場合	 <p><b>住宅省エネラベル</b> 戸建 総合省エネ基準:適 断熱性能基準:一 登録建築物調査機関評価/平成 年度</p>	 <p><b>住宅省エネラベル</b> 戸建 総合省エネ基準:適 断熱性能基準:一 自己評価 / 平成 年度</p>